

「保険給付遅延特別加算金」に関する厚生労働省への照会結果

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考にDB年金のお客様にも送らせて頂きます。

ポイント

ニュース 154でご案内の「保険給付遅延特別加算金」につき厚生労働省照会の結果、当該加算金は厚年基金に支給義務を負わせるものではないことが確認できました。

「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律」に基づく加算金

確認事項の概要

- ✓ この法律は、年金記録問題に関する国の責任問題から成立したものであり、厚年基金に「保険給付遅延特別加算金」の支給義務を負わせるものではない。
- ✓ 「保険給付遅延特別加算金」の対象となる保険給付の一部は政令で定められるとなっているが、厚年基金が支払う基金加入員期間の代行相当部分については対象とならない。
ただし基金加入員期間であっても代行相当部分以外(スライド部分と再計算部分)については、国からの加算金の対象となる。
- ✓ 基金が独自給付として遅延利息相当を支払うことも可能だが、その場合は規約に給付内容を定めることが必要。

正式には、今後発出される政令等を確認する必要があります。
その中で、新たな情報がありましたら、追加でご案内いたします。

以上